

1. 日 時	平成29年3月30日(木)	午前 10時 00分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2,3会議室	午前 10時 40分
3. 出席委員	1 日下委員, 2 石本委員 3 土居委員, 4 信友委員, 5 佐伯委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 9 吉木委員, 10 井上委員 11 西野委員, 12 祐本委員	
	欠席委員	
4. 説明員	桶本事務局長, 道面主任主事, 森永主事, 西原技師	
5. 審議案件	議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について	

議 長	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第3回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員はありません。農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を10番井上委員と3番土居委員を指名致します。</p> <p>それでは日程第3、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第6号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。</p> <p>貸渡人Aさん、借受人Bさんからの貸借権設定の申請で、事業計画は駐車場となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、1番日下委員からご報告をお願いします。</p>
1 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、福田町の打越住宅バス停より東に約300mに位置し、現地確認時、整地作業が行われていました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集</p>

団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われまます。

次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、譲受人は過去に違反転用はありません。

次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。

次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況につきましては、他法令の申請は不要となっております。

次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。

次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。

最後にこの申請地につきましては、現地確認調査委員さんからのご報告のとおり、現在すでに整地作業が行われております。現地調査後、申請人に許可になるまで工事を中止するよう指示しました。譲渡人より平成29年3月21日付けで、この度の許可前着手に至った経緯を記した始末書の提出がありました。譲渡人は農地法をよく知らず着手し、大変申し訳なく今後この様なことのないよう深く反省されております。

説明は以上です。

議 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

2 番

農地法第3条の許可後どの位経過しているのか。

事務局

平成28年第10回総会で審議し、許可をして5ヶ月経過しています。農地法第3条で許可を得た土地は、取得後3年かつ3作以上の耕作後でないとい4条5条の転用許可はできません。しかし、本件は一時転用でありますので、上程したものです。

議 長

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり決定いたします。

次に日程第4、報告第4号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。

局 長	<p>それでは、報告第4号について説明を致します。</p> <p>農地法第3条の3第1項により、相続等により権利を取得され、平成29年2月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は3件、筆数は田12筆、畑7筆、面積は9,031㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度遊休農地の利用意向調査結果について ・農業委員会等担当者会議の報告
議 長	<p>以上をもちまして、第3回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年 4月28日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 井上 美津子

署名委員 土居 民喜